

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年8月7日(金)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14Fホール

出席委員43名

1番 福田 誠也	3番 牧野 正治	4番 上妻 孝市
5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎	7番 網田 稔
8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文	10番 三原 勉
11番 山田 明文	12番 木下 三智也	13番 緒方 一臣
14番 山口 謙藏	15番 松原 信博	16番 嶋村 鎮雄
17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜	19番 村上 智弘
21番 森 日出輝	22番 園川 良二	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
29番 杉本 清和	30番 福原 幸一	31番 牧坂 邦夫
32番 林田 智博	33番 高群 藤雄	34番 谷口 憲治
36番 梅田 誠也	37番 角居 登	38番 田上 正富
39番 橋本 春利	40番 村上 正春	41番 南 順二
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員6名

2番 津田 征士郎	20番 園田 操	23番 竹原 孝昭
28番 榊永 築	35番 北口 和皇	43番 田上 辰也

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中43名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

大変皆さんお忙しい中に、きょうは総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。本日の

審議がスムーズにいきますように、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には9番の西川秀文委員と10番の三原勉委員を、書記に事務局の岩上泰夫主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで8件でございます。

それでは、議事に入ります前に、議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 すみません、事務局岩永です。訂正箇所がありますので、よろしくお願いいたします。

まず、1枚開いていただきまして、目次からになりますけれども、目次のほうの第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、現在35件と表記しておりますところを2件取り下げがっておりますので、33件と訂正方お願いします。農地法第5条の規定に基づく許可申請35件を33と訂正をお願いします。これに伴いまして合計数、一番下のところに94件と表記しておりますところを92件と訂正方をお願いいたします。よろしいでしょうか。

続いて、ページ9ページになります。ページ9ページの6番ですけれども、こちら、土地の表示に関しまして、「東区砂土原3丁目414-2」と今表記しておりますところを「414-3」と訂正方お願いします。「412-2」と表記しておりますところを「414-3」と訂正をお願いします。

あわせまして、その面積ですけれども、今「20.94㎡」と表記しておりますところを「.94㎡」の削除をお願いします。つまりこちらは「20㎡」ということになります。「20.94㎡」を「20㎡」と訂正をお願いします。

あわせまして、同じ行ですけれども、こちらの土地区分、「3種農地」と表記しておりますところ、こちらは「2種農地」と。「3種」のほうを「2種農地」と訂正方お願いいたします。

続きまして10ページ、1枚開いていただきまして10ページになり

ますけれども、15番、北野様の件ですけれども、こちらは土地の区分、今「2種農地」と表記しておりますところを「3種農地」と訂正方お願いします。「2種」を「3種」と。

続きまして、ページ13ページになります。ページ13ページの28番、こちらの譲受人なんですけれども、こちらは熊本市農業協同組合の下が空欄になっております。こちらのほうに括弧書きで「(代)」と表記をいただきまして、あと「宮本隆幸」様と追記をお願いいたします。

同じくこちらの中で、土地の区分ですけれども、今「3種農地」と表記しておりますところ、こちらを「甲種農地」と、「3」のほうを訂正いただきまして「甲」と訂正方をお願いいたします。

同じくその下段、29番、30番ですけれども、こちらについては取り下げになっておりますので、削除をお願いいたします。29、30は取り下げになっております。

大分ページが飛びますけれども、次は26ページの第7号議案の土地改良法第3条による資格証明願ですけれども、こちらの参加資格者、杉本様外「81名」と今表記してありますけれども、こちらを「80名」と訂正をお願いいたします。

それと、先ほどちょっと役員の皆さんの中ではお伝えしていなかったもので、1つ追加で訂正をお願いします。報告事項の欄で、間に黄色い用紙が挟まっているかもしれませんが、そちらの中で、どうしても重要な報告事項の案件の中で1件だけ削除をお願いいたします。17ページになります。非農地証明願、黄色い用紙をまたいだ後の報告事項の部分ですけれども、17ページですね、1番、北野様、こちらについては取り下げになっておりますので、こちらについては削除をお願いいたします。

以上です。すみません、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、23件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、よろしく申し上げます。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は熊本市にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後、麦、大豆、

露地野菜を作付されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

2番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

3番は弟へ贈与される所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜、果樹を栽培されている兼業農家で、申請地にはタマネギを栽培される計画です。

4番から6番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

以上5件について協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。

ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番から6番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

4 1 番 南順二委員

4 1 番、南です。

7 番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7 番は年金受給継続のため、同居の後継者へ使用貸借の設定をされる申請です。申請人の世帯はみかんをつくられている兼業農家で、許可後もみかんをつくれる予定です。

以上1件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当だと判断いたしました。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

4 7 番 米村昌昭委員

4 7 番委員、米村です。

8 番から10番まで、南部・飽田の地域でございます。

8 番は、遺贈による所有権移転のための申請です。譲受人は兼農で、義母から9筆7, 384㎡を遺言書により遺贈されました。遺言の効力や遺言執行者については裁判所より検認・審判を得ておられます。許可後は米を作付される予定です。

9 番は、子への使用貸借権設定の申請です。借り人は、親と共同して米を作付されており、許可後は米をつくれる予定です。

10 番は、農業者年金受給に関連し、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。借り人は、米、トマトを作付されており、許可後は米、トマトをつくれる予定です。

以上3件について、地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農業作業の常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま8番から10番まで、地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、11番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

11番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は米をつくられており、許可後も米をつくられる予定です。

12番と13番は関連で、経営拡張のため、12番は所有権移転、13番は賃貸借権設定での申請です。申請人は米とタマネギをつくられており、許可後も同じく米とタマネギをつくられる予定です。

以上3件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、11番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

富合地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営移譲再設定のための使用貸借権設定の申請です。申請人は農家で、主に米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

15番は、経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。申請人は兼業農家で、主に米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上2件について先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、14番から15番について地元委員より報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、16番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

16番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

16番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権の申請です。借り人は、米と施設園芸をされている兼業農家で、許可後は米をつくられる予定です。

17番は、14番との関連で、後継者へ経営移譲の再設定のための使用貸借権設定の申請です。借り人は、米、麦を作付されており、許可後は米、麦をつくられる予定です。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、麦、大豆を作付されており、許可後は大豆をつくられる予定です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、取得後における効率利用の農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、16番から18番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、19番。

40番 村上正春委員

40番委員。

19番について、地区委員会での検討状況を報告します。

19番は、21人の共有名義のうち19人分を共有者の中の1人に贈与される申請です。譲受人は水稻を主に栽培されて、許可後は露地野菜を栽培される予定です。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

34番 谷口憲治委員

34番委員。

20番から23番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、農業者年金受給のため後継者への経営移譲による再設定です。許可後は施設野菜を作付される予定です。

21番と22番は関連で、独立就農のための賃貸借及び使用貸借による権利設定申請です。許可後は果樹を作付される予定です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしております。

23番は、遠隔地在住により耕作管理が困難なことから、いとこへの贈与申請です。許可後は緑肥を作付される予定です。

以上4件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議確認いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より20番から23番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）、1件でございます。

地元委員の報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

1番は、耕作目的による買受適格証明願です。願出人は、平成26年10月より農業生産法人として活動しておりますが、今年度の活動報告書は提出されておらず、農業収入が主になっているか等の確認がとれないため、審議不十分により継続審議となりました。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　ご報告のとおり継続審議といたします。

　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請でございます。5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、共同住宅への転用申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は共同住宅3棟の建築と、車両進入路を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年3月25日までで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可につきましても、同時に手続中であることを確認しております。

　　続きまして、2番は資材置場及び車両置場への一時転用申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、1番で申請のあった共同住宅建築のための土木建築資材、重機等12台の車両置場として整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年9月10日までで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。一時転用期間は許可日から1年間の予定で、期間終了後は速やかに農地に復元していただくことを確認しております。

以上、1番と2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、3番。

37番 角居登委員

37番委員。

3番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番は、貸し資材置場のための転用許可申請です。申請地隣の建設会社から要望があり、貸し資材置場を計画いたしました。農地区分は10ha以上の広がりのある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は建設機械や山砂置場等で、妥当な面積と思われま。隣接農地はなく資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成27年12月1日から12月30日までの約1カ月の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えま。先日の地区委員会で現地調査確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、4番。

40番 村上正春委員

40番委員。

4番、5番について、地区委員会での協議内容を報告します。

4番は、申請人が宅地拡張として使用するための転用申請です。申請地は10ha以上の広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設の2分の1以下の申請であり、不許可の例外規定に該当すると判断されます。道路の収用事業で宅地の一部が改修され、残地に建てかえされますが、隣接地である申請地を宅地の一部として拡張される計画です。隣接する農地の同意、その他必要書類は添付されております。

5番は、宅地への転用申請です。申請地は10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は申請人の父親が昭和44年ごろ自宅を既に建設しており、許可を得ていなかったことのために、その経緯を上申書として添付しております。隣接する農地の同意、その他の必要書類は添付されております。

以上2件、さきの地区委員会において現地調査を行い、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請33件でございます。

　　地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願ひします。

16番 嶋村智鎮雄委員

16番委員です。

1番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から5番までは関連で、不動産の売買等を営む株式会社ジョイントが農地を取得して、建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外

に該当するものと判断いたしました。集落内開発制度の指定区域です。土地利用計画は建て売り住宅12棟の建築と公園及び新設道路を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除について問題はありません。工事完了は平成29年12月28日までで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可につきましても、同時に手続中であることを確認しております。

以上1番から5番まで、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、6番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

6番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

譲受人は沼山津4丁目にお住まいの親子で、農地を取得し、道路に転用する申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は熊本市道の付けかえ先の隅切り部として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年8月31日までで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上6番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、7番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番の譲受人は、宅地建物取引業等を営む株式会社ルミナスホームで、農地を取得し、建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建て売り住宅4棟の建築を計画されており、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成28年9月末までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上7番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、8番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

8番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番、9番は関連で、建て売り住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、申請地の周囲には教育施設、医療施設があり、また、周囲も宅地化が進んでおり、建て売り住宅の需要が望まれるため計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地

区分は沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設、医療施設が複数あることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積495㎡に建て売り住宅2棟の建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年9月10日から平成28年10月31日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

10番も建て売り住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、申請地付近はベッドタウンとして発展しており、需要を考え、建て売り住宅を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は10ha未満の小集団の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は事業面積1,129.07㎡で、転用面積991㎡に建て売り住宅4棟の建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は許可日から平成28年3月31日までを予定されております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

11番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在借家に住んでいますが、部屋が手狭になり、また今後よりよい生活環境を築くために住宅の建築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は10ha未満の小集団の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は転用面積312㎡に個人住宅1棟の建築及び公衆用道路の設定で、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成27年9月10日から平成28年8月31日までを予定されております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

12番も個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人はこれまで住んでいたアパートが、子供たちも大きくなり手狭となったため、住宅の建築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は10ha未満の小集団の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は転用面積333㎡に個人住宅1棟の建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成27年9月10日から平成28年5月31日までを予定されております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

13番も個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在借家に住んでいますが、部屋が手狭になり、また今後よりよい生活環境を築くために住宅の建築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は10ha以上の広がりのある一団

の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。土地利用計画は転用面積263.41㎡に個人住宅1棟の建築及び公衆用道路の設定で、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成27年9月10日から平成28年8月31日までを予定されております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上6件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、8番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、14番。

41番 南順二委員

41番、南です。

14番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

14番は、西区河内町にお住まいの申請者が個人住宅を建設される申請です。申請者は現在、申請地近くの借家に住んでおられますが、子供の成長に伴い、手狭になり、よりよい生活を築くため住宅の建設を計画されました。農地区分は広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は個人住宅1棟、木造2階建、148㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は許可後速やかに着工され、来年3月下旬までを予定されおり、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。

ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、15番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

15番から31番までの協議状況を報告いたします。

15番は、個人住宅建設のための転用申請です。譲受人は現在アパート暮らしでおり、結婚して手狭になったため、父が所有し、生活していく上で利便性のあるこの土地を選定されたものです。農地区分は水管、下水道管が埋設された道路に接し、おおむね500m以内に医療施設が複数存在するため、第3種農地と判断されます。土地利用計画は1筆349㎡に木造2階建を建設される予定で、妥当な面積と思われま。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内にあり、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありま。工事期間は許可後から平成28年2月29日までの約6カ月の予定です。

16番から24番までは関連で、建て売り住宅のための転用申請です。申請地は主要国道57号線への交通アクセスが良好な場所に位置し、近隣には小中学校があり、生活環境の条件が整った場所のため選定されたものです。農地区分はおおむね10ha以上の広がりがある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は18筆、8,642㎡に木造2階建26棟を建設されるものであり、妥当な面積と思われま。開発許可が必要になりますが、地区計画地内にあり、開発景観課から開発行為事前審査の回答を受けておられま。資金計画及び給排水計画、隣接農地の同意、被害防除などにおいても問題はありま。工事期間は平成27年10月20日から平成28年12月31日までの約1年2カ月の予定です。

25番は、駐車場への転用申請です。申請人は申請者の経営する病院敷地に隣接し、既存の駐車場と一体的に使用し、来院患者の増加に対処するため、また高齢患者の院内までの移動距離が短くて済むため、この地を選定されました。農地区分は市街地の区域などに隣接し、近

接する農地が10ha未満であるため、第2種農地と判断されました。土地利用計画は駐車場5台分であり、3筆132㎡で、妥当な面積と判断されます。整地については自社のスタッフで行うため、資金はかかりません。給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。

26番は個人住宅建設のための転用申請です。申請地は集落地内にあり、父親の移住地に隣接する父親所有の土地であるため、選定されたものです。農地区分は市街地の区域などに隣接し、近接する農地が10ha未満にあるため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は1筆95㎡と父所有の宅地と合わせ、総事業面積306.47㎡に木造2階建を建設されるもので、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落地内開発制度指定区域にあり、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は平成27年9月30日から平成28年2月20日までの約5カ月間です。

27番は所有権移転による個人住宅のための転用許可申請です。譲受人は現在貸しマンションに夫婦で生活し、子供が生まれるため静かなこの地を選定されました。農地区分は市街地の区域内に隣接し、近接する農地が10ha未満であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は2筆292㎡、木造平屋を建設されるもので、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落地内開発制度指定区域にあり、開発景観課へ事業審査の申請中です。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は平成27年9月10日から平成27年12月31日までの約4カ月間です。

28番は所有権移転による駐車場のための転用許可申請です。申請地は申請者の所有する大型選果施設の隣接地で、施設では大型トラックの乗り入れで危険なことも出てきて、施設以外の申請地に従業員用の駐車場を計画されました。農地区分は10ha以上で、高性能農業機械の営農が可能な農地で、甲種農地と判断され、原則不許可ですが、既存施設の拡張の2分の1以下として、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は1筆767㎡に従業員用駐車場として普通車20台、軽自動車10台であり、一部は施設に進入する大型トラックの乗り入れ口とするもので、妥当な面積と思われます。資金計画及び給排水計画、被害防除においても問題はありません。工事期間は平成27年11月1日から平成27年12月15日までの約1カ月半の予定です。

31番は個人住宅建設のための転用申請です。申請地は譲受人の父が昭和54年に個人住宅を建設されておりますが、転用許可を得ていなかったことについて、おわび状の提出がっております。農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の区域内的の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、例外規定の集落地に

接続して設置されるものに該当するが、その他の点についてさまざまな意見があり、さらに十分な審議が必要と考え、継続審議が相当であると判断しました。

以上17件、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、15番から31番までご報告がございましたが、29番、30番は取り下げでございまして、31番が継続審議となっております。これについて何か意見はございませんか。
31番についてですが、役員会ではこれでおろす場合は500㎡までと決まっているのが、629㎡あったら500㎡にどうにか調整できないかと。それを調整ができれば問題ないという話です。で、継続審議になっているとのこと。事務局それでいいですかね。

事務局 　　ええ。じゃ、ちょっと付け加えさせていただきます。実のところ、この建物がかなり古い、30年ぐらい経過しているんですね。確かに現行法でいきますと500㎡を超えたり、集接でないと、というのがありますが、多分この飽田時代の、この時代のときの農地法自体の許可はいかななものだったのかと、その辺も含めた形でちょっと調べてくれということで、役員会のほうからもお話がありまして、そういう流れの中で一応、継続審議という形になっております。

議長 　　一応これで説明は終わりますが、異議はございますか。

一 同 　　異議なし。

議長 　　それでは、15番から28番まで説明がありました件については、何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、32番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

32番につきまして、富合地区委員会での協議状況を報告いたします。

32番は建て売り住宅のための所有権移転をされる転用申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、

第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外規定に該当すると判断されます。申請地は小学校、中学校に近く、住環境のよい地域であるため選定されたものです。申請の転用計画は田1筆2,763㎡、木造2階建ての建て売り住宅10棟を建築されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除等においても問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、開発景観課へ事前審査の申請中です。先日の地区委員会で現地調査・確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、32番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、33番。

11番 山田明文委員

こんにちは。11番委員、山田でございます。

33番から34番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

33番は、使用貸借権設定による個人住宅のための転用許可申請です。借り人は借家住まいで、手狭であったために住宅を計画、実家の隣で便もよい申請地を選定したものです。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、宅地と合わせて事業面積267.92㎡で、個人住宅1棟、建築面積70.28㎡で、妥当な面積と思われます。隣接農地は父所有で、資金計画、排水計画、被害防除等も問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課の事前審査も申請中です。工事計画は平成27年9月1日から28年3月31日までの7カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

次いで34番は、所有権移転による資材置場のための転用許可申請です。譲受人は建て売り住宅等を手がけている会社で、住宅建築資材の保管場所を探しており、交通の便のよい申請地を選定したものです。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農

地と判断されます。土地利用計画はコンクリート製品、パネル、砂利等の置き場と通路からなり、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画等問題ありません。ただ、譲渡人が以前に隣接住宅の一部として利用し、その後管理が十分できず、雑草等の荒れた状態になったことを深く反省され、始末書の提出を受けております。繁茂しているところもあって、境界も定かでないため、必要なところを刈り込んで、境界ははっきりさせるよう話しましたが、対応が追いつかず、対応が追いついていないため、やむを得ず継続審議が妥当であるとの結論に達しました

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面から検討しましたところ、33番については転用許可基準を満たすものと、また、34番については継続審議が妥当であると協議しました。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、33番から34番について地元委員より報告がございましたが、34番は継続審議でございます。33番について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、35番。

33番 高群藤雄委員

33番委員、高群です。

35番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

35番は、資材置場建設のための所有権移転による農地転用申請です。農地区分は住宅と県道及び河川に囲まれた10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定については、造園業を営む上で便利なことと、代替地を検討したが、ほかに適当な場所がなかったために本農地を選定したとのことです。転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は許可後速やかに着手されることを確認しており、工期は平成27年12月31日までを予定されております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議い

たしました。

ご審議方よろしく願ひいたします。

議長 　　ただいま、35番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件については、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5号）について、ご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から2番までの合計2件でございまして、全て相対による売買です。面積は、2件合わせまして田のみの1万651㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細17ページの3番から22ページの20番までで、貸し手18名、借り手14名の件数18件です。契約期間別では、6年未満が15件、6年以上10年未満が3件で、面積は18件合わせまして、田1万6,356㎡、畑1万1,963㎡の、合計2万8,319㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、露地野菜及び麦です。

　　次に、農地利用集積円滑化事業です。明細22ページの21番から23ページの26番が、熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は6年未満2件、10年以上1件で、面積は田4,529㎡、畑2,648㎡の合計7,277㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稻及び大豆です。

　　続きまして、第6号議案です。24ページの表をごらんください。こちらが農地中間管理機構との新規設定になります。

　　明細25ページの1番で、契約期間は10年以上、面積は、畑のみの1,441㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は畑作物を予定しています。

　　以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全

ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、土地改良法第3条による資格証明願1件でございます。参加資格者の29番の杉本委員ご本人となっております。よって、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により議事に参与することができません。杉本委員には1番の審議終了まで、今から退室いただきます。杉本委員、よろしく申し上げます。

（杉本委員 退室）

議長 　　それでは、地元委員より地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

41番 南順二委員

41番、南です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は西区河内町東門寺地内での県営土地改良事業に伴う参加資格の証明願です。先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申出書の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認されております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

それでは、杉本委員に入室をお願いいたします。

(杉本委員 入室)

議長 続きます、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など、調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

1番、2番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、対象農地19筆のうち3筆について耕作がされておらず、その筆を除いた16筆については、願い出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることが確認されました。

2番につきましては、全ての対象農地が願い出人より耕作されており、引き続き農業経営が行われていることを農業委員が確認しております。

以上、2件、地元農業委員がそれぞれ現地調査し、地区委員会において以上の協議結果となりました。

ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第6のその他について、本日は特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決されました案件の整理については、こ

れを議長に委任することに決定いたします。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 17 分

会議の顛末、以上のおり相違ありません。

平成 27 年 8 月 7 日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 西 川 秀 文

署名委員 三 原 勉

書 記 岩 上 泰 夫